

令和5年 八潮市農業委員会7月総会 議事録

- 1 開催日 令和5年7月25日(火)
- 2 開催時間 午後3時45分から
- 3 会場 八潮メセナ会議室1・2(3階)

- 4 出席委員 15名
会長 1番 大塚 一宏
会長職務代理者 2番 小早川喜一
委員 3番 大野ヒロ子 10番 新井 孝美
4番 渋谷 稔 11番 臼倉 正浩
5番 荻野 恭子 12番 鈴木 新一
6番 齋藤 富子 13番 鈴木 隆
7番 福岡 達則 14番 田中 幸夫
8番 小倉 雅樹 15番 松田 淳一
9番 飯山 敏行

- 5 欠席委員 なし

- 6 議事日程
第1 会長挨拶
第2 議事録署名人の選任
第3 書記任命
第4 議 事
議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請認定の件

- 7 転用等届出受理報告
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件
報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件
報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について

- 8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 清水 茂

主任 五十嵐陽子

開会 午後 3時45分

◎開会の宣告

○事務局長 ただいまより八潮市農業委員会7月総会を開催いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とございますが、在任委員は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となります。

本日の出席者は15名でございます。定足数に達しておりますので、本日の農業委員会は成立していることをご報告させていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、大塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

◎会長挨拶

○会長 皆さん、こんにちは。

大変な猛暑日が続く中で、本日は皆さんでの最後の総会となる7月の総会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。令和2年8月からのこの組織の農業委員会ですが、本日で一応総会、終わりという形になりますが、3年間の間、新型コロナウイルスの影響によって、行事、研修、ほとんどが中止となりまして、大変残念な機会になっておりますが、幸いにも今年の1泊研修ができたことは大変よかったと思っております。今回で退任される委員の方々には長い間大変お疲れさまでした。

また、私もそうですが、継続される委員の方々がまた八潮市の農業委員会のためによりしくお願いいたします。

それでは、皆さん最後まで協力よろしくをお願いいたします。

以上です。

○事務局長 ありがとうございました。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりませんので、ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせ願います。

- ①八潮市農業委員会7月総会次第 A 4横
- ②生産緑地地区の追加指定に伴う確認について (資料 - 1)
(依頼分と申出調書セット)
- ③農業経営のみなさんへ (資料 - 2)

(令和5年度農業経営及び農地利用状況に関する調査票1式)

④令和5年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催について (資料-3)

⑤令和5年度版農業者年金制度案内用パンフレット及び

加入推進マニュアルの送付について (資料-4)

(案内文とパンフレット2部、活動推進マニュアルのセット)

⑥農業委員会活動記録簿(7~8月分) 5枚

<以下、8月退任委員のみ>

⑦農業委員会活動記録簿の返信用封筒

⑧農業委員活動に対するお礼と全国農業新聞の継続購読のお願いについて

(新聞チラシ、エコバッグ・タオル・軍手・ハンドクリーム付き)

こちらは、全国農業新聞と埼玉県農業会議より、改選により退任される委員の方に対しまして、これまでの感謝の気持ちをお伝えするとともに、退任以降の農業新聞の購読についてお願いされたものとなります。農業経営に有意義に役立つものですので、購読についてご検討されますようお願いいたします。

資料は以上となります。来月で退任される方は8点、それ以外の方は6点となります。資料の漏れ等はありませんでしょうか。

資料の確認を終わらせていただきます。

それでは、次第に基づきまして、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、大塚会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願いいたします。

◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づき進めたいと思います。

次第3の議事録署名人の選任についてでございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

———— 委員より「はい」の声あり ————

○議長 ありがとうございます。

それでは、2番、小早川喜一委員、15番、松田淳一委員をお願いいたします。

◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命につきましては、瀧沢事務局長にお願いいたします。

○事務局長 はい。

◎議案第12号の上程及び提案理由の説明、質疑、採決

○議長 次に、それでは、次第5、議事に入りたいと思います。

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請認定の件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の1ページをご覧ください。

議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請認定の件になります。

番号1、申請人住所・氏名、〇〇〇〇番地、〇〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇〇番〇〇、地目、畑、地積〇〇平米。次に、隣の2ページをご覧ください。申請地の概要としましては、申請地は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域内の農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満の第2種農地となります。申請目的は駐車場です。

申請理由としましては、現在、自宅の入り口付近に2台の車を駐車しておりますが、申請人の家が本家となるため、自宅で親戚の集まりが多く、子供たちも車を購入したことなどから、新たな駐車スペースを確保するため、自宅に隣接する土地を駐車場として申請されたものとなります。

資金計画・調達計画につきましては、駐車場造成費としましてご覧の金額を自己資金で賄うということで、銀行預金通帳の提示をされまして、事務局で金額のほうを確認しております。

周囲農地への被害防除策としましては、敷地の北側に農地があるんですけども、転用するに当たりましては、敷地周辺に土留め板などを囲み、周辺の農地に被害が生じないようにする計画となっております。

次に、場所の説明をしてみたいです。1枚めくって3ページのほうをご覧ください。

八潮市役所〇〇側の出口を出まして、〇〇折し、〇〇方向に向かいます。〇〇の交差点を〇〇折しまして、そのまま〇〇を〇〇していきますと〇〇に突き当たりますが、〇〇に突き当たったところを道なりに〇〇に進み、続けて〇〇を〇〇していきますと、〇〇、〇〇のところへ到達しますが、その手前、約〇〇メートルのところの〇〇側、〇〇側、ちょっと小さ

な土地なんですけれども、ご覧のような土地となります。

この申請地に隣接している家のところが、この〇〇さん自身のお宅でして、回りみんな宅地なんですけれども、この部分だけ、〇〇平米と小さいところなんですけれども、この土地だけ昔のいきさつは分からないんですけれども、回り全部農地転用して宅地になっているんですけれども、ここだけ残っているような形で、実を申しますと、本人もこういった農地法のことをご存知なくて、農地じゃない状態になっておりました。コンクリートになっていたそうなんですけれども、それを壊して畑の状態に復旧して、今回申請されたものとなります。

土地利用計画図は隣りの4ページのとおりでして、駐車場自体は砂利敷きで、雨水は地下に浸透式となります。この申請地の右側に今の住宅があるんですけれども、この住宅の右側に現在止めている駐車場を今回申請された新たな駐車場にして、玄関のほうは子供たちが来たときの駐車場として使用する、このような計画となっております。

事務局からは以上です。

○議長 次に、同議案につきまして、地区担当の6番、齋藤富子委員より、現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○6番（齋藤富子委員） 先日、事務局から連絡ありまして、調査に行ってみたんですが、入り口のほうに木があったみたいなんです、木もきれいに切ってありました。隣も畑なんで別に問題はないかなと思います。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

○事務局 すみません、ちょっと写真の説明するのを忘れていました。1枚めくって5ページの現地の状況です。今、齋藤委員のほうからちょっと話ありましたけれども、写真の右奥のほうにちょっと木、これが端っこのほうなんですけれども、少し出ているので、もう少しきれいにしてくれないかということをお願いしたところ、ちゃんとやってくれたそうです。それを齋藤委員が確認されたことを今、報告されました。

以上です。

○議長 ただいま事務局と6番、齋藤富子委員より農地法第4条の規定による許可申請認定の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

敷地内ですし、現状が、現状というか、それまでが農地として使われていなかったみたいな感じはずっとなんです、以外の問題はないと思いますが。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、挙手にて採決をしたいと思っております。原案のとおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

—— 挙手全員 ——

○議長 ありがとうございます。

挙手全員ですので、本件は原案のとおり可決いたします。

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6の転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について12件、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について15件、報告第3号 農地転用許可後の工事完了届について3件、続けて事務局より報告をお願いします。

○事務局 次第の6ページをご覧ください。

まず、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、共同住宅敷地4件、住宅敷地3件、駐車場敷地3件、資材置場1件、事務所敷地1件、合計12件の届出を受理いたしました。

次に、次第の8ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、共同住宅敷地2件、住宅敷地12件、資材置場1件、合計15件の届出を受理いたしました。このうち、番号7、8は、それぞれの持分を移転し、単独所有とするものです。番号12は、マンションの1室分の敷地所有権の移転となります。

最後に、12ページをご覧ください。

報告第3号は、農地改良の完了報告につきましては、3月に許可の下りました、〇〇の〇〇の駐車場と、〇〇さんの通路部分等についてそれぞれ1件、5月許可の〇〇の〇〇さんの資材置場及び駐車場が1件、合計3件の報告があったものでございます。

報告は以上でございます

—— 事務局説明 ——

○議長 それでは、ただいまの転用等届出受理報告について、ご質問がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いします。

ございますでしょうか。

ありませんか。

—— 委員より意見なし ——

○議長 ないようでしたら、転用等届出受理報告は終わりとなります。

◎その他

○議長 次に、次第7その他にまいります。

その他につきましては、依頼事項が3件、協議事項が1件、報告事項が1件ございます。

初めに、依頼事項1件目、生産緑地地区の追加指定に伴う確認につきましては、担当の公園みどり課の職員に来ていただきましたので、説明をお願いしたいと思います。

○公園みどり課長 皆さん、こんにちは。日頃より公園みどり行政の推進につきまして、多大なるご支援を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は生産緑地の追加指定が、2件ございます。また、事前に生産緑地の状況を調べたところ、本市で一番面積が多かったときは、平成23年度で31.05ヘクタールございました。それが令和4年度末現在では26.05ヘクタールとなり、約10年間で5ヘクタールマイナスになっています。この5ヘクタールというのは、八潮の中央公園が1.1ヘクタールなので5個分生産緑地がなくなっているという現状です。農地の保全による良好な都市景観の形成につきましては、新たな生産緑地が生まれるということが大切ですが、なかなか難しく課題であると思っております。

さて、本日は、事前に追加指定のための調査を皆様をお願いするものでございます。今回はお二人の農業委員へ調査をお願いするものでございます。大変にお忙しい中、また暑い中での調査となると思いますが、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

詳細については、担当の福岡から説明をしていただきます。

○公園みどり課職員 公園みどり課の福岡です。よろしくお願い致します。

生産緑地の追加指定に伴う確認事項について、説明させていただきます。

着座にてご説明させていただきます。

まず、お手元に配付しております資料1の確認をさせていただきます。

1ページ目が、令和5年度生産緑地追加指定申出一覧表、2から3ページ目が生産緑地地区追加指定照会調書、4から5ページ目が生産緑地地区追加指定位置図、6から7ページ目が参考図、8から10ページ目が現況写真、その次には生産緑地地区追加指定調査表、令和5年度生産緑地地区追加指定スケジュールと続いております。

資料の漏れ等はありませんでしょうか。

ないようでしたら、ご説明に入らせていただきます。

まず、1ページ目の令和5年度生産緑地追加指定申出一覧表をご覧ください。

この表には今年度の生産緑地追加指定申出の内容等を表にまとめたものであり、2点ございます。

追加指定につきましては、例年、申出地の条件を勘案しまして、担当委員の方に農地の管理状況等について調査をお願いしており、今年度についても同様に考えております。割り振りににつきましては、申出所有者や申出箇所等勘案した結果、ナンバー1の〇〇〇〇氏の申出については松田委員、ナンバー2の〇〇〇〇氏の申出については臼倉委員に調査をお願いするものでございます。お忙しいところお手数おかけしますがよろしくお願いいたします。

次に、照会ナンバー1の申出地のご説明をさせていただきます。

2ページ目の生産緑地地区追加指定照会調書をご覧ください。

ナンバー1の申出地は、〇〇〇〇番が〇〇平米、〇〇〇〇番〇〇が〇〇平米で合計〇〇〇平米となります。

続いて、ページが飛びますが、4ページ目の生産緑地地区追加指定位置図ナンバー1をご覧ください。

赤い枠線の部分が、今回追加指定の申出がされた位置を表しております。①、②の数字と矢印は8ページ目の現況写真を撮った方向及び順番を示しております。

続きまして、6ページ目の参考図をご覧ください。

こちらに関しましては、公図に追加指定の箇所を赤で着色しております。

続きまして、照会ナンバー2の申出地のご説明をさせていただきます。

資料戻りますけれども、3ページ目の生産緑地地区追加指定照会調書をご覧ください。

ナンバー2の申出地は、〇〇〇〇番〇〇の〇〇〇〇地区〇〇〇〇街区〇〇〇〇画地の一部が〇〇〇〇平米、〇〇〇〇番の〇〇〇〇街区〇〇画地の一部が〇〇平米、〇〇〇〇番〇〇の〇〇〇〇街区〇〇〇〇画地が〇〇平米で合計〇〇平米となります。

続きまして、5ページ目の生産緑地地区追加指定位置図ナンバー2をご覧ください。

赤い枠線の部分が今回追加指定の申出された位置を表しております。①から④の数字と矢印は9から10ページ目の現況写真を撮った方向及び順番を示しております。

7ページ目の参考図をご覧ください。

こちらには換地図に追加指定の場所を赤で着色しております。

また、今年度の使用収益開始に伴う変更により、同街区内の〇〇〇〇画地に八潮〇〇〇〇号生産緑地地区が隣接しております。

以上で、追加指定申請箇所の説明を終わります。

続きまして、別添の資料、生産緑地地区追加指定調査表をご覧ください。

この調査表は、調査担当委員の方にご記入いただくものです。調査担当委員の方の分は先ほどご説明しました申出内容が記載されている調査表となっております。調査表の記入箇所

は用紙右側の農業委員記入欄と書き込んである3列にご記入いただきます。

まず、右側の農業委員記入欄の最初の1列目は、現況の記入欄となっております。追加指定申出箇所の現況をご覧になって、畑であれば畑と記入する形でお願いいたします。

2列目は、農地として管理されているか丸・バツの記入欄ですが、現況の状況が農地として利用され、通常の管理状況でありますと丸、そうでないとバツとなります。先ほど1列目の現況欄の記入と内容が連動した形になりますので、仮に1列目の現況が畑であれば、この欄は丸となります。

3列目には、疑義事項や農地として管理されていない要件等があれば記入ください。

この生産緑地追加指定調査表は記入後、8月14日月曜日までに公園みどり課窓口か、農業委員会までにご提出くださるようお願いいたします。

なお、個人情報が記入されておりますので、取扱いに注意をお願いいたします。

最後に、令和5年度生産緑地地区追加指定スケジュールをご覧ください。

本日、依頼の調査は、7月25日の農業委員会（追加指定調査依頼）になります。今後、8月に追加指定の回答を受領後、10月の広報・ホームページで計画変更案の縦覧のお知らせ及び都市計画変更案の縦覧の後に、11月の都市計画審議会を経て、12月に都市計画変更の告示及び都市計画変更の地権者への通知を行い、翌年3月までに生産緑地地区追加指定分の標識設置を行う予定となっております。

以上、簡単ではございますが、生産緑地地区追加指定につきましての説明を終らせていただきます。

○議長 ありがとうございます。

ただいま生産緑地地区の追加指定に伴う確認について、説明がございましたが、何かご質問、ご意見がございましたら、挙手にて自分の議席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

よろしいですか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 それでは、調査の担当となりました白倉委員、松田委員におかれましては、よろしくお願いいたします。

公園みどり課の職員の方々ご苦労さまでした。

——— 公園みどり課職員退室 ———

○議長 次に、報告事項、先月依頼を受けました生産緑地の買取り申出に伴う取得のあっせんについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料はないんですけれども、先月あっせんの依頼がありました〇〇〇〇地区の生産緑地地区2か所のあっせんの依頼につきましては、あっせんの報告は来ておりませんので、

公園みどり課のほうにあっせん希望なしということで回答いたしますことを報告させていただきます。

以上です。

○議長 次に、依頼事項2件目、令和5年度農業経営及び農地利用状況に関する調査について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 資料の2、ピンクの紙、そこからカラー刷りの紙が数枚ありまして、最後にA3の用紙を折ったもの、ここまでが毎年やっている8・1調査、今年も発送を控えておりますので、その説明になります。

調査票の内容は去年と変わっていないんですけども、調査票が届いた方にやっていただきたいのは、まず調査票のほう、去年の内容が大体書かれておりますので、あと年明けてからの住民基本台帳と固定資産税台帳、そちらの情報を統合した形の調査票になっていきますので、まずやっていただくのは、内容を見て、間違っているところとか、人が変わっているところとかあったら、見え消しで消して訂正をしていただくこと。訂正あるかどうかの確認と、あとはA3の用紙の右側の右半分、特に下のほう、今後の意向とか、この辺を見て丸をつけていただく。あと、裏面のほうも現在の利用状況とか、耕作しているとか、管理しているとか、その土地の今後の農地としての利用、今後も耕作しますとか、貸したいとか、売りたいとか、そういったところ丸つけていただきたい。こういった内容となります。例年と同じでするので、もし農業者の方から相談された場合は、そのように答えていただきたいと思います。

一緒に同封する資料なんですけれども、簡単に説明しますと、まず資料2と書いてあるのが調査のお願い文、あとチラシになるんですけども、まず次の黄色い紙が農業近代化施設導入事業、毎年入れているものなんですけれども、去年からちょっと制度が変わりまして、前は1月から3月に購入したものは補助の対象にならなかったんですけども、今は1年中いつ買っても対象になるということで変わっていますので、その辺ももし機会がありましたら、ほかの農業者さんにもお伝えしたいと思います。

次の緑の紙が農業者年金のチラシです。こちら農業者年金基金から送られてきたものとなります。

次が、今年も猛暑が続いておりますので、ピンクの紙で農作業中の熱中症を予防しましょうということです。この熱中症を予防しましょうのピンクの紙の裏側をちょっとご覧ください。この裏側の下の部分なんですけれども、黒地に白抜きで、注意、あなたの土地が狙われていますというところなんですけれども、これは急遽県のほうからお知らせがきまして、このチラシの作成に間に合ったんで、急遽入れたものなんですけれども、八潮ではこのような話、まだないんですけども、埼玉県内でよそのほうへ行くと、草刈りして返すから、一時的に資材置場として貸してほしいとか、重機を数日間だけ置かせてほしいとか、そういう軽

い気持ちで土地を貸して、その後、残土を山のようにして連絡取れなくなっちゃう、そういうのが相次いでいるそうで、文書の様子見ると県もかなり深刻に捉えているようなので、幸い八潮市はないんですけれども、このようなことがあるということなんで、皆さんも機会ありましたらほかの農業者さんにも変な話に乗らないよう、お伝え願いたいと思います。

次のチラシが黄色い紙で、農作物の盗難に注意してくださいで、裏面はトラクター、盗難にも注意してくださいというチラシになります。

次のブルーの紙は、ちょっと農作業中、注意していただきたい、身近なところで脚立の事故というのが結構多いそうなので、参考に1枚とさせていただきます。

あと、最後は毎年入れているものなんですけれども、特定健康診査・健康診査及びがん検診等のご案内ということで、担当課からの依頼がありまして入れたものとなります。こちら、一式は8月1日に合わせてやります。ひょっとしたらちょっと遅れるかも分からないんですけれども、これを郵送により農家の方々に依頼することとなります。

その後も8月下旬ぐらいになりましたら、提出されていない方には、ここのところコロナ禍で2回目の郵送をしたんですけれども、今年もまた未提出の方にはもう1回郵送してみようと思っております。それでもやってもらえなかった場合は、何件か申し訳ないんですけれども、委員さんに担当地区の方を回っていただくことをお願いしようかなと思っておりますので、その際はよろしく願いいたします。

以上です。

○議長 それでは、次に協議事項、令和5年度農地利用最適化活動活性化研修会の開催について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 資料3のほうをご覧ください。

これは、前に研修の日にちだけお知らせがあったんですけれども、その事前通知と変わらず、予定日は9月11日、農地利用最適化活性化研修会ということで、コロナ禍の間は中止になったり、ウェブでやったりしていたんですけれども、今年は会場のみということで、こちらのほうの出席を要請されたものとなります。

コロナ禍前にやっていたときと会場は同じ、羽生市産業文化ホールとなります。こちら事務局で送迎しますので、ちょっと車の関係で乗れるのは5人までかなと思いますので、お忙しいところ申し訳ないんですけれども、参加者5名ということで、本日決定していただきたいと思います。当日は、昼食の時間も入れまして、10時40分ごろ出発したいなと思っております。

それでは、恐れ入りますが、参加者の方5名決めていただきたいと思いますので、協議よろしく願いいたします。

以上です。

○議長 それでは、前にも言ったと思いますが、2期目以上の方は一度行って、最低一度は行っておりますので、今期の委員さんを優先にしたいと思います。

4人の方、どうですか、都合は。

じゃ、4人は決定で、あともう1人なんですが、1期目以外の方で行ってみたい方。

私が行ければいいんですが、ちょっと9月11日だとちょうど稲刈りのシーズンに入ってしまうので、ちょっとできれば避けたいなというふうに思っておるんですが、どなたか。

もし、あれならば、小早川さんに行ってもらえたらと思うんですが、いいですか。じゃ、小早川さんが5人目をお願いいたします。

それでは、参加予定となった委員の方々はお忙しいところ恐縮ですが、よろしく願いいたします。

次に、依頼事項3件目、農業者年金制度案内用パンフレット及び加入推進マニュアルについて、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料4の令和5年度版農業者年金制度案内用パンフレット及び加入推進マニュアルの送付についてという依頼文とパンフレットとマニュアルをお配りしましたのをご確認ください。

埼玉県農業会議より農業者年金の加入推進の際の説明のために案内用のパンフレットと委員さん向けのマニュアルを作成したということで、戸別訪問時や会合、研修会等での制度普及時にご活用くださいということで、送付されました。

水色のカラー版のパンフレットにつきましては、農業者年金について分かりやすく書かれております。後半には、実際に加入された方の声も掲載されており、より関心が持てるように工夫されたパンフレットになっております。2部ずつお配りしておりますので、ご活用いただければと思います。

また、横版のマニュアルのほうにつきましては、大きな文字でカラーで色分けし、全体的にとってもシンプルに分かりやすい内容ですので、加入推進の際には、ぜひこれらをご活用いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ただいまの農業者年金制度の説明について、何かご質問はございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようですから、農業者年金は入る、入らないではなくて、まずは制度を知らない人をなくすことが目的ですので、もし農業者年金の話を知りたいという方がいらっしゃいましたら、事務局まで連絡をされますようお願いしたいと思います。

最後になりますが、次回の日程について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 次回につきましては、令和5年8月24日木曜日午後2時より、市役所2階の第2会

議室で、改選により選出されました委員さんにお集りいただき、任命式を行う予定となっております。任命式の後、引き続き農業委員会総会となります。

次期委員に選出された皆様には、近日中に案内文を送付させていただきますので、引き続きよろしくお願いたします。

事務局からは以上でございます。

○議長 ただいま、事務局より8月の農業委員会委員の任命式及び総会のご案内がございました。

それでは、最後に皆様から全体を通して何かありましたらお願いたします。

○8番（小倉委員） 今日の議題にちょっと関係ないんですけども、河川敷で〇〇〇〇さんが堆肥だと言って、畑にあげてある場所があったんですよ。最初は、半径でこれぐらいで、使いたい方、みんなどんどん持って行ってくださいという感じでやっていたんで、ちょっとほっておいたんですけども、何か、今は300坪の土地をダンプ100台ぐらいあげてあって、それも誰も使わないから増える一方、堆肥って言っているけれども、あれ、はっきり言って、植木とか落ち葉とか草とか混ぜて枯らせて堆肥ですよって置いてあるだけで、〇〇〇〇じゃないですか。

ああいうのをずっと置きっぱなしにしているのかなと思っているんですけども。

○議長 うちのほうもずっと置きっぱなしなんですけれども、あれは別に問題ないんです。

○事務局 〇〇〇〇地区に置いてあるのは、私もその所有者の方の土地の管理の範囲で、最初盛土したのかなと思ったんですけども、それが畑の管理のために畑に盛ったんなら問題ないんですけども、堆肥として置くと、資材置場扱いになりますので、農地法違反ということにもなり得ますので、機会見て私、話はしておきます。

○議長 あそこは〇〇〇〇さんの所有地じゃないんだ。

○事務局 じゃないです。〇〇〇〇の方の。

○議長 〇〇〇〇の方の。

○事務局 ちょっと管理にも困っていたような様子はあるんですけども、最初ちょっと平たく盛っていたんで、低いからちょっと管理のために入れたのかなと思っていたんですけども、またどんどん増えていったようです。事務局から話しはしておきます。

○8番（小倉委員） 不思議と草生えてこないんですよ。普通だったらもう3か月もすれば草生えてくるのに、もう半年とか1年ぐらいたつのに全然草生えてこないんで、何か上かけちゃっているのかなと思ったりもするんですけども。

○議長 そんな早くから置いてあるの。

○8番（小倉委員） 早いのはもう1年近く前。それから10台ぐらいとか、ちょこちょこしか置いていなかったから気に止めなかったんですけども、今はもう300坪1メートルぐらい、

だっと高くなっちゃっているんで、草生えてこないから、なんか〇〇〇〇でもまいているのかなと思って。

○4番（渋谷委員） あと一つ、中川堤外にここのところタヌキが多くて、トウモロコシとかは作れない、絶対。今、落花生とかも作っているんですけども、もう試し掘りじゃないけれども、もうちょっと掘られている感じ。アニマルキャッチャーっていうのがありまして、要はタヌキとか、そういう動物を捕まえるわなというか、このぐらいでSMLみたいなものがあるみたいなんですけれども、それが欲しいなど。例えば農業委員会じゃなくて、例えば園芸協会なら園芸協会で何台だとか、青耕会で何台だとか、そういうのがあれば。

○7番（福岡委員） 市の何課かでやっていますよ。

○4番（渋谷委員） やっているの。

○7番（福岡委員） 市でちゃんとわな入れて。

○4番（渋谷委員） それで例えば捕まったらどうするの。

○7番（福岡委員） それは市で処分してくれる。

○4番（渋谷委員） それは何課で貸出ししてくれるの。

環境リサイクル課。じゃ、その旨、ちょっと話しておいて、環境リサイクルで、農業委員会でそういう話があったっていうこと。できれば、被害を少なくしたいのと、カラスの被害っていうのは防げるけれども、タヌキの被害っていうのはあれですかね。

○議長 ほかにございますか。

私のほうにちょっとお知らせが来たんですが、三郷が7月に農業委員の改選がございまして、会長、職務代理ともに同じく岡庭丈夫さんと戸邊勲さんが会長代理という、そういう報告を受けました。

ほかにございますか。

○事務局 すみません、活動記録簿についてなんですけれども、来月退任される委員の方も8月23日までは農業委員ですので、申し訳ないんですけれども、8月分までの活動記録簿の提出をお願いします。

それで、また暑い中市役所に来るのも大変だと思うので、来月退任される方につきましては、返信用の封筒を入れてありますので、返信用封筒に活動記録簿を入れて送ってくだされば結構です。今まで毎月5枚ずつ入れていたんですけれども、来月退任される方につきましては、7、8月分として4枚、8日分の紙を入れてあります。よろしく願いいたします。

以上です。

○4番（渋谷委員） これ、たまったやつはどうする。

○事務局 控えですね。不要であればうちのほうに返却していただいて。

○4番（渋谷委員） じゃ、これだけは。

○事務局 そうです。7、8月分だけです。

○議長 ほかにございますか。

——— 委員より意見なし ———

○議長 ないようでしたら、これで議長の席を下ろさせていただきたいと思います。皆さんご協力ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○事務局長 大塚会長、議事の進行、大変お疲れさまでした。また、委員の皆様には慎重な審議をしていただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を小早川会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（小早川喜一委員） 委員の皆様には7月の農業委員会出席をいただきまして、慎重なるご審議をいただきましてありがとうございます。

連日体温を超えるような暑さが続いておりました。雨も降らずに、まとまった雨が降ったのは6月の大雨のとき以来で大変だと思いますが、人間も耕作をやるこのような状況の中で、今回7月の総会で最後の総会となりますけれども、ご勇退される委員の皆様には長年にわたりまして八潮の農業行政、農業委員会に対しまして、お力添えをいただきましてありがとうございます。深く感謝申し上げます。

以上をもちまして7月総会を閉会といたします。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会といたしますが、来月退任される委員、大野委員、渋谷委員、荻野委員、小倉委員、臼倉委員におかれましては、この後、市長にご挨拶に行きたいと思いますので、10分前にお集り、こちらの場所に50分頃お集りください。

皆様、大変お疲れさまでした。

閉会 午後4時38分